付表

	1	2	3	4	5
	事業計画名	供与限度額	利子率（パーセント）	償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1	貧困削減地方開発計画（フェーズ1）	百七十億円	○・○一	十年の据置期間の後三十年	八年
2	インフラ緊急復旧改善計画（フェーズ1）	百四十億五千二百万円	○・○一	十年の据置期間の後三十年	九年
3	ティラワ地区インフラ開発計画（フェーズ1）	二百億円	○・○一	十年の据置期間の後三十年	九年

総額　五百十億五千二百万円

（ミャンマー側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年五月二十六日にネーピードーで

ミャンマー連邦共和国
財務・歳入副大臣　リン・アウン

ミャンマー連邦共和国駐在
日本国特命全権大使　沼田幹男閣下

○外務省告示第二百十二号

平成二十五年五月二十六日にネーピードーで、債務救済措置（債務免除方式）に関する次の二の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

平成二十五年六月十九日

外務大臣　岸田　文雄

（債務救済措置（債務免除方式）に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換交文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国の借款に関してこの書簡の付表に掲げる日に日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間で交換された書簡（以下「従前の書簡」という。）、債務免除方式による債務救済措置に関して二千十三年一月十五日に日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間で交換された書簡、開発途上国の債務及び開発の問題について千九百七十八年三月十一日に国際連合貿易開発会議第九回特別貿易開発理事会第三会期において採択された決議第百六十五号並びに二千十二年四月二十一日付けの「日本・ミャンマー首脳会談に関する共同プレスステートメント」に関し、次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　債務免除方式による債務救済措置が、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従ってとられることになる。

2　(1)　免除される債務は、従前の書簡に従って締結された借款契約に基づく次の債務（以下「債務」という。）から成る。

二千十二年三月三十一日以前に生じた未払の全ての遅延利子

(2)　債務の総額は、千七百六十一億四千六百三万二千四百円（一七六、一四六、〇三二、四〇〇円）になる。

(3)　(2)に規定する総額は、日本国政府及びミャンマー連邦共和国政府の権限のある当局間の同意により修正することができる。日本国政府の権限のある当局は、外務省及び財務省であり、ミャンマー連邦共和国政府の権限のある当局は、財務・歳入省である。

3　債務は、ミャンマー連邦共和国政府に対してＪＩＣＡが行う免除の通告により免除されることになる。

4　ミャンマー連邦共和国政府は、改革努力を継続するために必要な措置をとる。

5　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年五月二十六日にネーピードーで

ミャンマー連邦共和国駐在
日本国特命全権大使　沼田幹男

ミャンマー連邦共和国
財務・歳入副大臣　リン・アウン閣下

付表

1　千九百六十九年二月十五日
2　千九百七十一年八月四日
3　千九百七十二年三月十日
4　千九百七十二年八月二十二日
5　千九百七十三年二月二日
6　千九百七十三年七月二十七日
7　千九百七十五年六月十八日
8　千九百七十六年十一月二十六日
9　千九百七十七年六月二十一日
10　千九百七十八年十月二十日
11　千九百七十八年十二月二十七日
12　千九百七十九年十一月二十日
13　千九百八十年十月三十一日
14　千九百八十二年七月二日
15　千九百八十二年十一月九日（注）
16　千九百八十四年六月四日
17　千九百八十四年十一月十三日
18　千九百八十六年二月十七日
19　千九百八十七年九月二十二日

（注）15に掲げる千九百八十二年十一月九日に交換された書簡は、千九百八十六年二月十七日に両政府間で交換された書簡により修正された。

（ミャンマー側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年五月二十六日にネーピードーで

ミャンマー連邦共和国
財務・歳入副大臣　リン・アウン

ミャンマー連邦共和国駐在
日本国特命全権大使　沼田幹男閣下

（債務救済措置（債務免除方式）に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の交換交文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国の借款に関してこの書簡の付表に掲げる日に日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間で交換された書簡（以下「従前の書簡Ⅰ」という。）、債務免除方式による債務救済措置に関して二千十三年一月十五日に日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間で交換された書簡（以下「従前の書